

一般競争入札（事後審査型）公告

坂戸保育園改築工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和5年4月5日

社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会
会長 新井 勇



記

1 工事概要等

(1) 工事名称

坂戸保育園改築工事

(2) 工事場所

埼玉県坂戸市元町21番13号

(3) 工事期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

(4) 工事概要

ア 旧園舎解体工事

(ア) 建築物の解体 一式

a 解体予定建物1

(a) 用途 保育園（本体建物）

(b) 構造 木造・平屋建て

(c) 延床面積 498.5平方メートル

b 解体予定建物2

(a) 用途 保育園（給食室棟）

(b) 構造 鉄骨造・平屋建て

(c) 延床面積 191.1平方メートル

c 解体予定建物3

(a) 用途 保育園（離れ）

(b) 構造 木造・平屋建て

(c) 延床面積 47.0平方メートル

d その他上記に付属する建物 一式

(イ) 上記に伴う電気設備、機械設備の解体 一式

(ウ) 工作物、囲壁の解体 一式

- イ 新園舎新築工事 木造平屋建て 延床面積 996.83 平方メートル
- (ア) 建築工事 (本体工事、外構工事) 一式
 - (イ) 電気設備工事 一式
 - (ウ) 機械設備工事 一式

2 入札の方法

本件入札は以下のとおり執行する。

- (1) 落札候補者は、予定価格の 100 / 110 の価格 (以下「入札書比較価格」という。) の範囲内で最低制限価格の 100 / 110 以上の価格の入札をした者のうち最低の価格の入札をした者) とする。
- (2) 社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会長 (以下「会長」という。) は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。
落札候補者とすべき同額の入札をした者が 2 者以上いるときは、くじにより、落札候補者を決定する。
- (3) 一般競争入札の事後審査型により執行するため、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の 100 / 110 以上の価格のうち低い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。
落札候補者があらかじめ定めた提出期限内に確認申請書を提出しないとき又は参加資格の審査のために会長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (4) 会長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、あらためて(1)と(2)に基づき落札候補者を決定し、審査を行う。以下、落札候補者が入札参加資格を満たすことを確認できるまで同様に審査を行うものとする。

3 競争参加資格確認申請書の提出

本件入札に参加を希望する者は、以下の期限内に競争参加資格確認申請書を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和 5 年 4 月 26 日 (水) 午後 3 時 00 分まで
- (2) 提出方法 電子メール
メールアドレス : sakadoshakyouhoiku@sakadoshakyou.jp
- (3) 提出書類 競争参加資格確認申請書 (社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会 (以下「当法人」という。) のホームページ記載の様式を使用すること)

4 入札執行の日時等

(1) 入札日時

令和5年5月8日（月）午前10時00分から
入札金額見積内訳書（指定様式）を添付すること。

(2) 入札場所

埼玉県坂戸市元町17番1号
坂戸市文化会館ふれあ・3階第1会議室

(3) 方法

入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名・押印のうえ、これを封書にして入札執行者の指示により入札箱に投入しなければならない。

入札は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者参加者が見積もった金額の100/110（税抜き相当額）に相当する金額により行わなければならない。

入札参加者が、代理人をして入札に参加させようとするときは、代理人に委任事項、件名、委任者・受任者（代理人）の氏名・使用印押印・日付その他必要事項を記載した委任状を提出しなければならない。

(5) 入札回数 1回限りとし、再度入札は行わない。

(6) 上記の期間及び日時は変更することがある。この場合は、当法人のホームページで案内する。

5 設計金額等の公表

(1) 設計金額（事前公表）

金499,939,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 予定価格

入札後に公表する。

(3) 最低制限価格

入札後に公表する。

6 支払条件

(1) 前払金

有り（請負代金額の40%以内の額を請求することができる。ただし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。）

(2) 中間前払金

有り（請負代金額の20%以内の額を請求することができる。ただし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。）

- (3) 部分払
無し

7 入札参加形態
単体企業

8 入札参加資格要件

この入札の告示日現在において、次の要件をすべて満たす者であること。ただし、公告日から落札決定までの間に、本件の入札参加資格を新たに得ることとなる事項の変更届を埼玉県に提出した者又は、この入札参加資格要件に該当しないこととなる事項の事実が発生した者は、この入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号に該当しない者であること。
- (2) この工事の公告の日から落札決定までの間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく指名停止措置又は埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、埼玉県に対してこれらの手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする再審査申請を行っている者を除く。
- (4) 埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、次の条件をすべて満たす登載がある者であること。
 - ア 登録業種 建築工事業（建築一式工事の受注を希望している者）
 - イ 格付け等 建築工事業の格付けがA級以上である者。なお、下請契約の請負代金の額の合計が7,000万円以上となる場合は、特定建設業の許可を受けていること。
 - ウ 経営事項審査 建築工事業について、令和3年10月31日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けており、当該総合評定値通知書が提出できる者であること。ただし、前号に該当する者は、それぞれ更生又は再生手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、当該総合評定値通知書をもって埼玉県の資格者名簿に登載されている者でなければならない。
 - エ 事業所の所在地 埼玉県に対して契約権限を有する本店又は営業所等が坂戸市、川越市、熊谷市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山

市、深谷市、入間市、富士見市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町に所在する者であること。

オ 契約締結日にかかわらず、平成26年4月1日から令和5年3月31日までの間に、元請（共同企業体としての請負工事を除く。）として延べ面積500平方メートル以上の建築工事（建築一式工事）を完成させた実績を有すること。

(5) 社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）への加入状況が加入又は適用除外で未加入の保険がない者であること。

(6) 配置予定技術者

ア この工事の施工に当たり、主任技術者を専任で配置すること。ただし、下請契約の請負代金の額の合計が7,000万円以上となる場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者を専任で配置しなければならない。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは常時資格者証を携帯し、発注者（監督員等）から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。

イ 主任技術者は、契約締結日から現場施工に着手するまでの期間については専任を要しない。また、営業所に専任の技術者は、この工事の技術者に配置できない。

ウ 配置予定技術者は、第3項で示した競争参加資格確認申請書の提出期限の3か月以上前から入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

エ 配置予定技術者が特定できないときは、複数（合計3名以内）の候補者を競争参加資格確認申請書に記載することができる。

オ 競争参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者は、やむを得ない事情（死亡、疾病、退職等）がある場合を除き、原則として落札後に変更することができない。

(7) 現場代理人

この工事の契約締結日から現場施工に着手するまでの期間については、現場への常駐を要しないものとする。

(8) その他の参加資格

ア 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。

イ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ウ 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。

9 設計図書等の閲覧方法

この入札に参加しようとする者は、当法人のホームページに掲載する設計図書等を閲覧するものとする。

(1) 閲覧期間 令和5年4月5日(水)から

令和5年5月8日(月)午前10時00分まで

(2) 書面での閲覧

書面による設計図書等の閲覧を希望する場合は、開札前日までの間、当法人で閲覧することができる(土曜・日曜・祝日を除く午前9時00分から午後4時00分まで)。なお、書面による設計図書等の貸与又は複写は行わない。

10 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等について質問のある者は、次により行うことができる。質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 質問の方法

ア 質問期間 競争参加資格確認申請書を提出してから、令和5年4月19日(水)午後5時00分まで

イ 質問方法 所定の用紙に記入の上、電子メールにより、下記メールアドレスへ、前記の受付期間中に送信すること。

sakadoshakyouhoiku@sakadoshakyou.jp

※ 送信後、必ず到達の確認を電話(049-283-1597)にて行うこと(土曜・日曜・祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)。

(2) 回答の方法

ア 回答 当法人のホームページに掲示する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

イ 掲示時期 令和5年4月26日(水)午前10時00分から

11 入札保証金

免除とする。

12 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

1者入札であっても入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

ア 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。

イ 入札書への金額その他の記載は、ボールペン（フリクションペン除く）、インク等の消えにくい筆記具を用いること。鉛筆書きは無効とすることがある。

ウ 記載事項を修正する場合は、二重線で消し、その部分に入札者の押印をすること。ただし、入札金額の訂正はできない。修正液又は修正テープ等で修正された入札書は、無効とする。

(3) 入札の辞退

第3項の競争参加資格確認申請書の提出により参加資格を有する者として確認を受けた後の入札辞退については、入札辞退届の提出による（入札辞退届の様式は、当法人が用意した様式を使用すること）。なお、参加資格を有する者として確認を受けた者について、入札期間内に入札書を提出しない場合は、その入札を辞退したものとみなす。

(4) 独占禁止法など関係法令の遵守

この入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）その他関係諸法令等に違反する行為を行ってはならない。不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、契約締結後であっても当該入札を無効とし又は契約を解除し、違約金を求めることがある。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格を満たしていない者がした入札

イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札

ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリ又は電子メール等の電子媒体により入札書を提出した者がした入札

エ 入札金額見積内訳書を提出しない者がした入札

オ 入札金額見積内訳書の合計金額が入札書に記載した金額と一致しない者がした入札

カ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

キ 談合その他不正行為があったと認められる入札

ク 虚偽の一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書を提出した者がした入札

- ケ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- コ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - (ア) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - (イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (エ) 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- サ その他公告に示す事項に反した者がした入札

13 入札参加資格の事後審査

入札執行後に確認する。落札候補者となった者は、令和5年5月9日（火）午後5時00分までに次の書類を提出しなければならない。当該書類を提出しない場合又は提出された書類に不備・不足がある場合は、その者がした入札を無効とする。

- (1) 制限付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書（次に掲げる添付書類を含む。）
 - ア 配置予定技術者経歴書（資格を証明する写しを添付）
 - ※ 第8項第6号ウの要件を満たした雇用関係を証明する書類を含む。
 - ※ 下請契約の請負代金の額の合計が7,000万円以上となる場合は、監理技術者資格者証の写し（両面）
 - イ 直近の経営事項審査の総合評定値通知書の写し（第8項第4号ウに規定するもの）
 - ウ 建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し
 - エ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類

14 契約保証金

- (1) この入札で落札し、契約の予定者となった者は、この契約の締結と同時に、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第4条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。
- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあっては、保証金額）と同額とする。
 - ア 利付国債
 - イ 埼玉県債

ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証

(3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に当法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と当法人を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより還付する。ただし、契約者がある責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

15 契約条項等

(1) 契約規則及び約款は、当法人のホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 契約は、落札候補者に対する事後審査の結果、入札参加資格を満たし、落札者と決定した者について、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会定款及び定款施行細則の規定に基づく理事会での承認を受けた後に、書面で締結するものとする。

(3) 前項の理事会の承認が得られなかった場合において生じた損害は、当法人及び落札者とも一切の損害賠償等の責めは負わないものとする。

16 入札参加に必要な書類の入手方法

制限付一般競争入札公告、参加資格確認申請書、入札書、入札金額見積内訳書、制限付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書、設計図書、その他の告知書類等入札参加に必要な書類は、当法人のホームページから入手するものとする。

17 その他

(1) 入札に際しては、設計図書等及び現場等を熟知のうえ参加しなければならない。

(2) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) この入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）その他関係諸法令等に違反するなどの不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、契約締結後であっても当該入札を無効とし又は契約を解除し、違約金を求めることがある。

- (4) 落札者は本契約締結後、10日以内（土曜・日曜・祝日を除く。）に一般財団法人日本建設情報総合センターが運営するコリンズに工事実績情報を登録しなければならない。